

社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会

南三陸町デイサービスセンターしづがわ指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会が開設する「南三陸町デイサービスセンター しづがわ」(以下「事業所」という。)で行う介護保険法(平成9年法律第123号)による指定通所介護及び指定介護予防通所介護(以下「事業」という。)の運営に関して、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従事者(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態等にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人及び家族の希望等を尊重して作成した居宅サービス計画(通所介護計画及び介護予防通所介護計画)に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供するとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じてその特性に応じたサービスのできる体制を整える。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 南三陸町デイサービスセンター しづがわ

(2) 所在地 宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館97番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。

(2) 生活相談員 5名(介護職員兼務)

生活相談員は、利用者の心身の状況、希望、生活環境を踏まえ、機能訓練等の目標とそれを達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書を作成すると共に、その実施状況及び目標の達成記録を行う。

- (3) 介護職員 12名（生活相談員兼務）  
介護職員は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供にあたる。
- (4) 看護職員 6名（機能訓練指導員兼務）  
看護職員は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 6名（看護職員兼務）  
機能訓練指導員は、利用者の身体の状況にあわせ機能訓練にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（事業の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護を含む35名とする。

（事業の内容）

第7条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護の内容は、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む。）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の要介護者等に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

（利用料とその他の費用）

第8条 指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項のほか、利用に応じて次に掲げる費用の額を利用者から徴収することができる。

- (1) 食材料費及び調理に係る人件費実費相当額として、1回につき650円

3 前項の費用支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業実施地域は、南三陸町の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者に対し、適切な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供するために、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

（緊急時における対応方法）

第11条 生活相談員等は、事業の実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合には、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（家族等）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等に報告するものとする。

2 利用者に対する指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合には、加入している保険の範囲内で損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて防災計画を立てて、定期的に避難、救出訓練をするものとし、火災の防止にあたっては、消防用設備等の自主点検及び自衛消防訓練等を実施するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、生活相談員等の清潔等の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業の拠点となる事務所の指定通所介護及び指定介護予防通所介護に用いる設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(その他の運営についての重要事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 生活相談員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 事業所は、生活相談員等であった者に対し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、生活相談員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、生活相談員等との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第2項の規定にかかわらず、平成17年10月1日から同年12月31日までの間の食料費及び調理に係る人件費実費相当額は、1回につき400円とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。